

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和8年1月23日

金曜日

号外

目次

## 人事委員会規則

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  | 1 |
| ○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 5 |

## 規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月23日

富山県人事委員会

委員長 黒崎紫抄代

## 富山県人事委員会規則第1号

### 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第260号）の一部を次のように改正する。

別表第2の教育職給料表(1)の表中「13,100円」の次に「（条例別表第3アの備考第3項に定める職員にあっては、13,300円）」を加え、別表第2の教育職給料表(2)の表中「12,700円」の次に「（条例別表第3イの備考第3項に定める職員にあっては、12,900円）」を加える。

別表第3の教育職給料表(1)の表中「9,900円」の次に「（条例別表第3アの備考第2項に定める職員にあっては、10,200円）」を、「12,500円」の次に「（条例別表第3アの備考第3項に定める職員にあっては、12,600円）」を加え、別表第3の教育職給料表(2)の表中「9,700円」の次に「（条例別表第3イの備考第2項に定める職員にあっては、10,000円）」を、「12,200円」の次に「（条例別表第3イの備考第3項に定める職員にあっては、12,300円）」を加える。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(人委・企画・任用課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月23日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 柴抄代

**富山県人事委員会規則第2号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1（第6条関係）**

期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 186,000	円 52,100	円 60,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	56,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	52,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	48,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	44,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100	40,000

6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300	36,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500	32,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700	28,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900	24,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100	20,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300	16,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500	12,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700	10,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300	8,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900	6,000
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500	4,000
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100	3,000
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700	2,000
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300	1,500
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700	

## 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、

「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職又は第2条第1項行政職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	円 42,000
1年以上2年未満	36,500	39,200
2年以上3年未満	36,500	36,400
3年以上4年未満	36,500	33,600
4年以上5年未満	36,500	30,800
5年以上6年未満	36,500	28,000
6年以上7年未満	35,200	25,200
7年以上8年未満	34,000	22,400
8年以上9年未満	32,700	19,600
9年以上10年未満	31,400	16,800
10年以上11年未満	30,200	14,000
11年以上12年未満	28,900	11,200
12年以上13年未満	27,700	8,400
13年以上14年未満	26,400	7,000
14年以上15年未満	25,400	5,600
15年以上16年未満	24,400	4,200
16年以上17年未満	23,500	2,800
17年以上18年未満	22,500	2,100
18年以上19年未満	21,500	1,400
19年以上20年未満	20,500	1,100
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	

30年以上31年未満	15,300
31年以上32年未満	14,800
32年以上33年未満	14,200
33年以上34年未満	13,600
34年以上35年未満	13,100

## 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(人委・企画・任用課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月23日

富山県人事委員会

委員長 黒崎紫抄代

### 富山県人事委員会規則第3号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 条例第46条第2項の人事委員会規則で定める月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第28条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

3 前項の特地公署の級別区分は、別表第1に定めるとおりとする。

第28条中第3項各号、第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を削る。

第29条第2項の表以外の部分を次のように改める。

条例第47条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第29条第2項の表備考中「第28条第6項」を「第28条第4項」に、「第5項第1号」を「第3項第1号」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項第1号中「第28条第6項」を「第28条第4項」に改め、同項を同条第3項とする。

第30条第1項第1号を削り、同項第2号中「人事交流等職員となり、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用され又は法第22条の4第1項等の規定により採用され」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「法第22条の4第1項等の規定により採用され、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「し、当該異動」を「したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「法第22条の4第1項等の規定により採用された職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者」に、「当該採用の日の」を「適用日の」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項第1号中「から第3項まで（同条第4項及び第30条の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）及び第30条の3第2項」を「及び第2項」に改め、同項第2号中「前項第1号に規定する」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した」に、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、公

---

益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された日又は法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を「適用日」に、「から第3項まで及び第30条の3第2項」を「及び第2項」に改め、同項第3号中「前項第2号」を「前項第1号」に、「、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された日又は法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に、「から第3項まで及び第30条の3第2項」を「及び第2項」に改め、同項第4号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「採用の日以降」を「適用日以降」に改め、同項第6号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同条第3項中「前条第5項各号」を「前条第3項各号」に改める。

第30条の2から第30条の6までを削り、第30条の7を第30条の2とし、第30条の8を第30条の3とする。

第33条第2項中「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を削り、同条第3項を削る。

第34条第2項中「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を削る。

第35条第1項第2号中「法第22条の4第1項等の規定により採用された教育職員で、」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつて」に改め、同項第3号中「法第22条の4第1項等の規定により採用され」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつて」に改め、同項第4号中「法第22条の4第1項等の規定により採用され、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「し、当該異動」を「したこと又は新たに給料表の適用を受ける教育職員となつて当該学校等に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第5号中「法第22条の4第1項等の規定により採用された教育職員」を

「新たに給料表の適用を受ける教育職員となつた者」に、「当該採用の日の」を「適用日の」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同条第2項第2号中「当該教育職員が法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を「適用日」に、同項第3号中「、当該教育職員の法第22条の4第1項等の規定により採用された日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第4号中「当該教育職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「当該教育職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「採用の日以降」を「適用日以降」に改める。

第36条第1項中「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」に改める。

第38条の2中「第30条の7第2項」を「第30条の2第2項」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則第28条から第30条及び第33条から第35条までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

### (経過措置)

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山県条例第64号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第3条の人事委員会規則で定める職員は、令和4年4月1日以前に職員以外の地方公務員、国家公務員、その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有すると人事委員会が認める法人に使用されるもの若しくはこれらとの均衡を考慮してこれらの者に準ずると人事委員会が認めるものから人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員若しくは教育職員となって、又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用され富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下この項において「特殊勤務手当条例」という。）第46条第1項に規定する特地公署、同条例第47条第1項に規定する準特地公署、同条例第50条第1項に規定するべき地学校等又は同

条例第51条第1項に規定する特別の地域に所在する学校等で人事委員会が指定する学校等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員として令和7年改正条例第9条の規定による改正後の特殊勤務手当条例第47条第2項又は第51条第2項の適用の際現に令和7年改正条例第9条の規定による改正前の特殊勤務手当条例第47条第2項又は第51条第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているものとする。

- 3 令和7年改正条例附則第3条の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則第30条第2項及び第35条第2項の適用については、第30条第2項第2号及び第35条第2項第2号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。

(時間外勤務手当等に関する規則の一部改正)

- 4 時間外勤務手当等に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第268号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第5号を次のように改める。

- (5) 特殊勤務手当等条例第46条に規定する特地勤務手当 紹介の月額に対する当該手当の月額

附則第2項第2号イを次のように改める。

- イ 特殊勤務手当等条例第46条に規定する特地勤務手当 紹介月額に対する当該手当の月額（条例附則第13項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する紹介月額減額基礎額に対する当該手当の月額）

(特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年富山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「改正後の規則第30条第1項第1号及び第2号」を「特殊勤務手当等に関する規則（以下「規則」という。）第30条第1項第1号」に、「の法」を「に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に、「改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規

定（以下「法第22条の4第1項等又は改正法附則第4条第1項等の規定」という。）を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項から第4項まで若しくは第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）」に、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員等」を「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項中「改正後の規則第30条第1項第3号」を「規則第30条第1項第2号」に改め、「又は改正法附則第4条第1項等」を削り、「異動をした日」の次に「又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、「暫定再任用職員等」を「暫定再任用職員」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「改正後の規則第30条第1項第4号」を「規則第30条第1項第3号」に改め、「又は改正法附則第4条第1項等」を削り、同項を附則第4項とする。

（人委・企画・任用課）